

社会福祉法人 博愛会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業の経営

(ニ) 老人デイサービスセンターの経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 障害者移動支援事業の経営

(ト) 障害者福祉ホーム事業の受託

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 博愛会 という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道河西郡更別村字更別南3線95番6に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するまでとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、報酬は支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第12条 評議員会は、法令に別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名捺印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上10人以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事長の命を受けて、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(召集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事案について異議を述べてときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

北海道河西郡更別村字更別南3線95番6	1筆	(6,980 m ²)
北海道河西郡更別村字更別南3線95番7	1筆	(4,800 m ²)
北海道帯広市東9条南13丁目2番4	1筆	(2,620 m ²)
北海道中川郡幕別町旭町18番5	1筆	(2,443.50 m ²)
北海道中川郡幕別町旭町18番6	1筆	(6,111.02 m ²)
北海道帯広市緑ヶ丘8丁目1番32	外16筆	(4,970.84 m ²)

(2) 建物

北海道河西郡更別村字更別南 3 線 95 番 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所コムの里さらべつ 1 棟
(2,305.60 m²)

北海道河西郡更別村字更別南 3 線 95 番 6 所在の鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺平家建
車庫 1 棟 (124.95 m²)

北海道帯広市東 9 条南 13 丁目 2 番 4 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所コムの里おびひろ 1 棟
(1 階 1,218.53 m² 2 階 918.15 m²)

北海道中川郡幕別町旭町 1 8 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所コムの里まくべつ 1 棟
(1 階 1,110.36 m² 2 階 810.79 m²)

北海道中川郡幕別町旭町 1 8 番地 6 所在軽量鉄骨造垂鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
車庫 1 棟 (87.50 m²)

北海道帯広市緑ヶ丘 8 丁目 1 番地 32-1 及び 2 所在の鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上
4 階建
特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・サービス付高齢者向け住宅コ
ムの里みどりヶ丘 1 棟
(地下 370.81 m² 1 階 1,240.36 m² 2 階 1,272.35 m² 3 階 1,047.24 m² 4 階 822.25
m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとら
なければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を
得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の掲げる場合には、北海道知事の
承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保にする場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施
設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のた
めの資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基
本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価
証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業計画の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 生活支援ハウス事業の受託
- (2) 日中活動支援事業の受託
- (3) サービス付高齢者向け住宅の経営
- (

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人博愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	細川 吉博
理 事	林 淳也
理 事	下津 孝允
理 事	佐久間 博
理 事	高山 直久
理 事	松崎 千枝子
理 事	村上 道隆
監 事	来海 有起
監 事	竹川 博之

付 則

- 1、この定款は平成20年3月17日から制定実施する。
- 2、この定款は平成20年4月4日から改正実施する。
- 3、この定款は平成20年7月11日から改正実施する。
- 4、この定款は平成20年7月22日から改正実施する。
- 5、この定款は平成22年3月18日から改正実施する。
- 6、この定款は平成22年5月24日から改正実施する。
- 7、この定款は平成22年9月27日から改正実施する。
- 8、この定款は平成23年3月22日から改正実施する。
- 9、この定款は平成23年5月30日から改正実施する。
- 10、この定款は平成24年8月27日から改正実施する。
- 11、この定款は平成25年5月27日から改正実施する。
- 12、この定款は平成27年3月6日から改正実施する。
- 13、この定款は平成27年7月1日から改正実施する。
- 14、この定款は平成28年4月1日から改正実施する。
- 15、この定款は平成29年4月1日から改正実施する。
- 16、この定款は平成30年6月12日から改正実施する。
- 17、この定款は令和8年5月1日から改正実施する。

社会福祉法人 博愛会 定款細則

(目的)

社会福祉法人博愛会定款 第9条に基づく理事会の決定によらず理事長が専決し、理事会に報告するとされている「日常の業務」については、下記のとおりとする。

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認めらもの、その他やむ得ない特別の理由が認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
ア、日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ、施設設備の保守管理、物品の修理等
ウ、緊急を要する物品の購入等
- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出及びこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧予算上の予備費の支出
- ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪寄付金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附則

この規定は平成22年1月12日より施行する。

社会福祉法人博愛会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人博愛会定款第6条1項に規程された、社会福祉法人博愛会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続きを定めたものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。

2 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があるとみとられるとき

(委員の報酬等)

第5条 委員には、報酬を支給しない。

(召集)

第6条 委員会は、理事長が招集する。

(召集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人および役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任を提案された被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名
 - (4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補足)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。